

黒部市美術館ホームページ構築業務
プロポーザル説明書

令和4年9月

黒部市

この要領は、黒部市美術館ホームページ構築業務を委託する業者を選定するために実施するプロポーザルについて、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務概要

(1) 業務名

黒部市美術館ホームページ構築業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約日から令和5年3月31日まで

※契約日は、令和4年10月下旬を予定

※保守・運用業務については令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間を想定しており、本業務委託とは別契約とするが、審査の対象とするため仕様書及び提出書類作成要領に基づいて提案すること。

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(5) 提案限度額

1,200,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(6) 発注者

黒部市

(7) 支払方法

業務完了後の一括払い

(8) 担当部署

本募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担当部局：黒部市教育委員会事務局 生涯学習文化課 文化振興係

住 所：〒938-8555 富山県黒部市三日市1301番地

電話番号：(0765) 54-2111 (内線2613)

F A X：(0765) 54-2702

E-mail：[syougaiyakusyubunka@city.kurobe.lg.jp](mailto:syougaigakusyubunka@city.kurobe.lg.jp)

2 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書の提出期限の末日までの間において、次の条件を全て満たしていることとする。

- (1) 参加意思表明日現在、黒部市の契約に係る入札参加資格者名簿（施設管理等、情報処理）に登録されている者であること。

- (2) 仕様書に合致した業務を確実に実施できる者。
- (3) 本業務に類似した実績（施設等のホームページ作成業務）を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する者に該当しない者であること。
- (5) 黒部市入札参加資格停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）による指名停止措置の期間が含まれていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生又は破産等の手続を行っていない者であること。
- (7) 黒部市暴力団排除条例（平成25年黒部市条例第11号）第2条第3号に掲げる暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

3 手続等

(1) プロポーザル参加に係る関係資料の公表

① 公表する資料

- ア 黒部市美術館ホームページ構築業務プロポーザル実施に係る手続き開始公告の写し
- イ 黒部市美術館ホームページ構築業務プロポーザル説明書
- ウ 黒部市美術館ホームページ構築業務仕様書
- エ 黒部市美術館ホームページ構築業務プロポーザル書類作成要領
- オ 黒部市美術館ホームページ構築業務プロポーザル提出書類
- カ 参考資料

② 公表する場所

黒部市ホームページ（URL <http://www.city.kurobe.toyama.jp/>）

(2) 参加表明書

別添えの提出書類作成要領に基づき作成し、次のとおり提出すること。

- ① 提出期限 **令和4年9月22日（木） 17時必着**
- ② 提出場所 1の（8）に記載の担当部署
- ③ 提出方法 持参または郵送（書留郵便）すること（土曜日、日曜日は除く）

(3) 参加資格審査

- ① 参加表明書を提出した者について参加資格の有無について審査を実施する。
- ② 参加資格を有すると認められた者に対して、企画提案の提出を要請するものとする。

③ 参加資格を有しない者に対しては、その旨通知する。

(4) 企画提案書

企画提案書の提出要請を受けた者は、別添「企画提案書作成要領」に基づき企画提案書を作成し、次のとおり提出すること。

① 提出期限 **令和4年10月11日(火) 17時必着**

② 提出場所及び提出方法

3の(2)の参加表明書の提出方法に同じ

(5) ヒアリング及びプレゼンテーション

企画提案書を提出した者について以下のとおり、ヒアリング及びプレゼンテーションを実施する。

① 日 時 10月中旬頃予定(日時は、別途通知するものとする)

② 場 所 黒部市役所

③ 持ち時間 30分程度

(準備5分、企画提案の説明15分程度、質疑応答10分程度)

④ 出席者 事業者の参加は2名以内とする。

⑤ 注意事項

- ・提出した「企画提案書」を使用することとし、追加資料は認めない。
- ・パソコンを用いての説明を可とする。プロジェクター、接続ケーブル及びスクリーンは、市が用意するが、パソコンはプロポーザル参加者が持参すること。

(6) その他

参加者が1社の場合においても審査委員会を開催し、当該提案書を審査の上、審査基準の合計点が60%以上の場合は、委託業者として特定する。

(7) 企画提案書の特定

審査委員会を設置し、あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により企画提案書を評価し特定する。特定された企画提案書の提出者に対して、特定された旨を通知するものとし、他の提案者に対して、特定されなかった旨を通知する。

4 質問及び回答

(1) 質問

① 本説明書に関する質問は、文書(様式4)に記入し、電子メールで提出するものとする。

なお、質問文書には質問者の会社名、担当者氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを記したうえで、質問事項を記載するものとする。

② 質問の提出先及び提出期限

担当部局：黒部市教育委員会事務局生涯学習文化課 文化振興係

住 所：〒938-8555 富山県黒部市三日市1301番地

電話番号：(0765) 54-2111 (内線2613)

F A X：(0765) 54-2702

E-mail：syougaigakusyubunka@city.kurobe.lg.jp

提出期限：令和4年9月16日(金)17時まで

③ 質問事項は、この説明書の各項目に関するものに限る。

(2) 回答

質問への回答は、質問を受理した日から5日以内に質問者に対して、電子メールにより行うほか、その都度、次のとおり閲覧に供する。なお、質問に対する回答は、この説明書の追加あるいは修正とみなす。また質問事項のすべてに対して回答を示すとは限らない。

① 閲覧場所

黒部市役所 教育委員会 生涯学習文化課内及び次のホームページ

黒部市ホームページ (URL <http://www.city.kurobe.toyama.jp/>)

[市政情報・各課一覧](#) →

[教育委員会・生涯学習文化課プロポーザル質問回答書](#)

② 閲覧期間

回答の翌日から企画提案書の提出期限の前日の17時まで

5 企画提案書の特定基準

① 特定するための評価項目

ア 業務実績 (本件の参考となりうる業務実施を有しているか)

イ コンセプト (美術館の設置目的や活動主旨を理解したコンセプトであるか)

ウ 全体構成 (博物館として必要な各ページの内容に配慮し、利用者が短時間で目的のページに到達できるような構成となっているか。)

エ デザイン (美術館をイメージする独自性のあるデザインであり、閲覧者の期待感を高めるものとなっているか。閲覧者が見やすいものであるか。使いやすく、各コンテンツへの誘導が分かりやすいか。)

オ CMS 機能 (HTML 言語を意識することなく、一般的な操作性でコンテンツを編集することができるか。PDF ファイルや Word、Excel ファイル、画像が簡単にアップロードでき、リンクが容易に設定できる機能であるか。)

カ 業務能力 (業務実施スケジュール、業務実施体制が妥当であるか)

キ 管理・保守・運用 (ホームページ公開後のセキュリティへの配慮やアクセス解析、バックアップ、障害管理が具体的に記載されているか。)

- ク 予算以内の見積価格（税込）がなされているか
- ケ 令和5年度以降の運用の見積価格（税込）がなされているか。効率のよいコストとなっているか。
- コ 追加提案（美術館の魅力をより多くの人へ発信できるなど、情報媒体としての具体的な提案であり、実現性があるか。）

6 失格

次の条件の1つに該当する場合には、失格となることがある。

- (1) 参加表明書を提出した者で、参加表明書の提出日から契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合。
- (2) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合。

7 委託契約

市は、審査委員会が特定したものに本業務委託契約の交渉権を与え、見積書を徴収した上で、市の基準により算出した委託料の範囲内で随意契約により委託する。ただし、事故等があり見積書の徴収が不可能となった場合及び契約の交渉が成立しない場合は、次点者を見積書の徴収の相手側とするものとする。

8 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (2) 本件に係る各種書類の作成費及びヒアリング参加のための費用の一切は参加者の負担とする。
- (3) 契約書、仕様書は、委託予定者の特定後、業務委託契約時に作成する。
- (4) 次に掲げる事項に該当する参加表明書または企画提案申請書は無効とする。
 - ① 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
 - ② 指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
 - ③ 応募書類に虚偽の内容が記載されているもの
 - ④ 企画提案申請書等の作成に当たって第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- (5) 提出された書類は返却しないものとし、本件審査以外の目的で提案者に無断で使用しないものとする。ただし、黒部市情報公開条例（平成18年黒部市条例第18号）に基づく請求がなされた場合は、公開されることがある。
- (6) 企画提案書等の提出後は、加筆、修正又は差替えは認めない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (8) 本プロポーザルに関して知り得た事項については、本プロポーザル及び本件以外に

使用する事を禁ずる。

- (9) 案の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の、了解なく公表・使用することができない。
- (10) 審査結果についての異議申し立ては受理しない。
- (11) 審査結果は、最高点数、最高点数獲得者、自社点数に限り各社に公開する。
- (12) 事業を実施するに当たっては、発注者と協議を進めていくものとし、提案の一部の変更を求めることがある。